

## 第 750 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 10 月 31 日 (月) 13 時 55 分～14 時 38 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(資料 1)
- (2) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(資料 2)
- (3) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮  
について  
(資料 3)

#### 2 協議事項

- (1) 海区漁場計画 (共同漁業権) について (その 3) (資料 4-1、4-2)
- (2) 一都二県連合海区漁業調整委員会の出席委員及び担当者打合せ会議の結果について  
(資料 5-1、5-2)
- (3) 神奈川県水産審議会委員の委嘱について (資料 6)

#### 3 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について  
(資料 7-1、7-2)

#### 4 その他

- (1) 令和 5 年 1 月の委員会開催日程について
- (2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、  
小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 田島 GL、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、  
川原技師、菅原主事

## 議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

それではただいまから第750回の委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が3件、協議事項が3件、報告事項が1件、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小塚委員、小山委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは小塚委員、小山委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。

水) 菅原主事

【資料1に基づき説明】

議 長

今御説明いただいた件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決めます。

続いて諮問事項(2)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 菅原主事

【資料2に基づき説明】

議 長

いずれも有効期間の短縮がありますが、実質的な変更はなしとのことです。

これについて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申

することとしたいと思いますがいかがでしょうか。  
 委員一同 了 承  
 議長 それではそのように決めます。  
 続いて諮問事項（３）「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。  
 資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。  
 水) 野口技師 【資料３に基づき説明】  
 議長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。  
 鵜飼委員 さより機船船びき網漁業の許可申請期間が 11 月 2 日ということですが、明後日からということでしょうか。  
 水) 野口技師 そのとおりです。  
 鵜飼委員 これは公示はしないのでしょうか。  
 水) 野口技師 県のホームページで公表しております。  
 鵜飼委員 今はホームページでやるのでしょうか。  
 水) 原田主査 漁業法の改正があり、今までは公示の際は県公報に載せないといけませんでした。改正漁業法ではインターネットその他の適当な手段を用いることと定められており、県公報ではなく、ウェブサイトへの掲示をもって公示としております。  
 鵜飼委員 分かりました。  
 期間が短いので、万が一ここで否決された場合、県公報に載せるとなるとこの期間ではとても間に合わなくなるのではないかと思います。  
 ホームページへの掲載なら間に合うということですね。  
 水) 原田主査 そのとおりです。  
 鵜飼委員 分かりました。  
 議長 他に御意見等ございますでしょうか。  
 ホームページに載せるにしても 1 日しかないですが大丈夫でしょうか。  
 水) 原田主査 ホームページへの掲載については課内の手続のみになりますので、1 日かからずに載せられることも多いです。  
 議長 分かりました。  
 他に御意見等ございますでしょうか。  
 特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。  
 委員一同 了 承  
 議長 それではそのように決めます。

続いて協議事項（１）「海区漁場計画（共同漁業権）について（その  
3）」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査  
議 長  
小澤委員

【資料４－１及び４－２に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

漁業時期ですが、あわびやいせえびには禁漁期間があり、あわびの場合  
11月と12月だったと思いますが、この表だと1月1日から12月31日の通  
年となっています。

そこを教えていただけないでしょうか。

水) 原田主査

法律的な扱いの問題になりますが、あわびの禁漁期を定めているのは県の  
漁業調整規則になります。

漁業権については漁業法の規定で直接定められており、漁業権の免許の際  
は漁業法の規定のみ適用になることから、こちらでは1年間という周年での  
免許としております。

そして各漁協で行使規則を定めるときに規則の規定を取り入れて、11月  
と12月以外を漁期と定めていただくようにしております。

法律の規定上、こちらの免許の海区漁場計画では1年間とさせていただきます  
ますが、実際は規則の規定が適用されますので、11月、12月については獲  
れないこととなっております。

議 長

他に御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、今回示された海区漁場計画素案を了承することと  
したいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それではそのように決めます。

続いて協議事項（２）「一都二県連合海区漁業調整委員会の出席委員及び  
担当者打合せ会議の結果について」を議題とします。

本件については事前送付した資料と当日配付されている資料がありますの  
で、事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事  
議 長

【資料５－１及び５－２に基づき説明】

まず御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは出席者を会長の他に3名決定する必要があるとのことですが、ど  
なたかいかがでしょうか。

前回になりますと、まず小菅委員、前回御出席いただきましたが、今回

	もいかがでしょうか。
小菅委員	はい。
議 長	それではよろしく願いいたします。
	それから行政経験者である学識経験委員ということで、鵜飼委員いかがで しょうか。
鵜飼委員	はい。
議 長	よろしく願いいたします。
	それから横浜市漁協から1名御出席いただきたいのですが、黒川委員か小 山委員いかがでしょうか。
小山委員	それでは私が出席します。
議 長	それでは小山委員よろしく願いいたします。
	それでは私と、小菅委員、小山委員、鵜飼委員の計4名で出席したいと思 いますがいかがでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それではそのように決めます。
	続きまして協議事項（3）「神奈川県水産審議会委員の委嘱について」を 議題とします。
	本件につきましては資料が当日配付されておりますので、水産課から説明 をお願いいたします。
水) 田島 GL	<b>【資料6に基づき説明】</b>
議 長	この件につきまして何か御意見等ございますでしょうか。
	よろしいでしょうか。
	特段ないようですので、内容のとおり承認することにしたいと思いた いがでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それではそのように決めます。
	続きまして報告事項（1）「くろまぐろに関する令和4年度における神奈 川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。
	資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。
水) 川原技師	<b>【資料7-1及び7-2に基づき説明】</b>
議 長	この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
	特段ないようですので、本件は報告事項ですので了承ということでよろし いでしょうか。
委員一同	了 承

議 長

それではそのように決めます。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局からはいかがでしょうか。

それではこれにて閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以上